

電子マネー収納に係る検討結果について

1. 中央卸売市場における電子マネー収納の対象

	科 目	収納内容	主たる納付者	納付形態	利用実態
1	雑収益（営業）	証明手数料	市場内業者	現金	電子マネーの需要は、現金納付である開示手数料等を中心に一定程度見込めるが、そもそも中央卸売市場での取扱件数自体が少ない。 【平成27年度】
2	雑収益（営業）	開示手数料等	個人	現金	<ul style="list-style-type: none"> • 証明手数料 36件 14,400円（決算額） • 開示手数料 97件 162,120円（決算額） } 約17万円 【平成28年度】 <ul style="list-style-type: none"> • 証明手数料 35件 14,000円（決算額） • 開示手数料 178件 696,230円（決算額） } 約71万円

2. 電子マネー収納導入の可否

中央卸売市場における上記の利用実態を踏まえ、

費用対効果等を勘案した結果、現段階で電子マネー収納を導入することは見送ることとする。